

第40回 地方分権改革有識者会議
第105回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和2年2月19日（水）10：00～12：05

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、
小早川光郎議員、坂口博文議員、勢一智子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、
大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕北村誠吾内閣府特命担当大臣、大塚拓内閣府副大臣、田和宏内閣府審議官、
宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、
須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）令和元年の地方からの提案等に関する対応方針等について
 - （2）地方分権改革の今後の方向性について
 - （3）令和2年の提案募集方式の実施について
-

1 冒頭北村内閣府特命担当大臣から以下の主旨の挨拶があった。

（北村内閣府特命担当大臣） 日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、心から感謝を申し上げる。

前回の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議で御了承いただいた対応方針について、昨年12月23日に地方分権改革推進本部及び閣議において決定した。

地方創生や子ども・子育て支援をはじめとする地方の現場の支障に基づく提案に対し、きめ細かくその実現を図ることができた。これに基づき、第10次地方分権一括法案を今国会に提出いたす予定。この地方分権一括法案の早期成立を含め、早急に制度改正及び運用見直しがなされるよう、引き続き尽力してまいります。

提案募集方式は平成26年に導入し、これまで多くの成果を上げてきたが、一方で、課題なども見えてきた。

本日は、まず令和元年の地方からの提案等に関する対応方針などについて御説明をし、地方分権改革の今後の方向性及び令和2年の提案募集の実施について御議論をいただきたいと考えている。

本日の御議論を踏まえ、引き続き強力に地方分権改革を推進してまいります所存であるので、活発な御議論をお願い申し上げます。

2 次に、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針等について」、菅原内閣府地方分権改革推進室次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のと

おり。

(菅原次長) 資料1-1、1-2は、昨年に御了承いただいた「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」に関する資料であり、昨年12月23日に地方分権改革推進本部と閣議でそれぞれ決定した。なお、この対応方針については、全国知事会、全国市長会、全国町村会より、地方分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価するとのコメントをいただいている。

資料2は、第10次地方分権一括法案の概要であり、今国会に提出すべく、現在最終調整を進めているところである。

資料3は、これまでの対応方針のフォローアップの状況を昨年の12月31日現在でまとめたものである。

資料4-1は、昨年度、当室で実施した提案募集方式により改正された制度等の地方公共団体における活用状況調査について簡単にまとめたものである。

資料4-2は、市町村の現場における制度の運用状況を把握するために、総務省行政評価局に依頼し、幾つかの市についてヒアリング調査をしたものである。

参考資料1は、で令和元年の提案のうち、関係府省における予算編成過程での検討を求めることとした提案18件に対する措置状況である。

(平井議員) 北村大臣、大塚副大臣、そして、神野座長をはじめ、皆様の大変な御尽力、御協力をいただきまして進めていただきますことに感謝申し上げます。また、89.9%の実現率で、今シーズンもかなり成績がよかった点も感謝を申し上げます。

その上で、例えば児童福祉など残された課題はまだあり、今回のさばきの中でも子育ての会議の中でこう結論づけたということで終わっているものもあるが、それぞれの団体によって、保育士や看護師などの人数、十分な面積が確保できるかなどそれぞれの事情があるわけで、そうしたところを配慮してルールを作っていくのが地方分権の本来の在り方ではないかと思う。

資料4の中で、実施しているところもあればあまり活用されていない例もある、全国でいうとパーセントが低いというような話があったが、それはある意味、当たり前である。例えば先ほどの准看護師を保育士扱いしていかどうかというようなことであれば、保育士の数が足りているところは必要性を感じていないわけである。ただ、その中で別の人材が必要だという地域もある。例えば大都会で、預からなければいけない子供の数が増えてくる中で保育士の人集めに苦労して、そのために保育所が開けなくなる、こんなことにならないように、人材については融通を利かせましょうということなどが背景にある。ただそれが全都道府県で同じ状況かという、そうではないわけである。

ただ、こうしたところに風穴を空けていく、地方独自のルールを認めていくということではなければ、それは結局保育所不足ということを生み出してしまって、保育を受けら

れない親御さんたちが大量に発生してしまうことになるわけである。その辺をぜひ見誤らないようにしていただければありがたいなと思うし、従うべき基準など、まだまだ切り込んでいくべきではないかと考えているので、そうした地方の実情についても御理解をいただき、それぞれの地域に応じた手当が必要だということで、地方分権を御理解いただければと思う。

3 次に、「地方分権改革の今後の方向性について」、宮地内閣府地方分権改革推進室次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(宮地次長) 資料5は、地方分権改革の今後の方向性について、とりまとめたものである。

この検討した「視点」を今後の改革に反映させていくこと、提案募集については、従前どおりの提案募集は引き続き行いながら、類似する制度改正などを一括して検討するため、重点的に募集するテーマを設定して取組を行っていくことが必要ではないかと考えている。

(平井議員) 私どもでも問題提起をさせていただいたことを、神野座長、また、副大臣をはじめ皆様のほうで受け止めていただき、このように方向性を出していただけたことを、まずは評価をさせていただきたい。

その上で、資料8を今日提出させていただいている。全国知事会で話し合いをさせていただいたことを取りまとめさせていただいたので、今後ぜひ盛り込んでいただければと思う。

基本的に伺ったお話に大きな違和感があるわけではない。ただ、重点の置きどころ、視点、進め方について、御配慮もいただければありがたいと思う。

まず、新技術への対応、それから、住民自治というか、住民参画ということ等々の重点的なテーマについて話があった。これはこれで進めればよいと思うが、やはりいろいろな規制分野があって、それをほどこいていくことがまだ課題として残っているのではないかと思う。

去年は台風19号という大きな災害があった。住民生活の復旧・復興とか、土木施設等も含めたインフラの再整備等も含めて、補助制度の使い方や、例えば災害救助法に基づくものも大分緩和されてきているし、今回一部損壊なども対象経費として認められるようになったということもあるが、それでもあれに使ってはいい、これに使ってはいけないというのは結構いろいろとあり、同じお金を国が出そうというのであれば、すっきりそこはやればよいのではないだろうかと思う。

例えば、よくアメリカのFEMAのお話が出るが、ああいうところでは、ブロックグラント、包括的な補助金という形で、ぽんと地方にお金を渡して、あとはそこで一生懸命い

ろいろな工夫をして、そこに最適な分配をしていくというようなことでやるわけである。やはり、そうした視点の転換が根本的に必要なのではないかと思う。それが災害列島を克服していくこともなるし、今、少子高齢化、人口減少で悩んでいる地方の実情にも配慮することにもなるだろうと思う。そういう意味で、介護とか子育て、こうしたところのテーマ設定を考えていただき、従うべき基準を外していく、あるいは自治立法を広範に認めていく、そのように発想の転換を図ったらいかがかなということである。

例えば、病児・病後児保育は絶対数が不足している。先日も象徴的なことがあったが、関東で病児保育を受け入れているところが閉所したということで大きなニュースになった。何故こうしたことが起きるかということ、非常に規制が厳しいからである。例えば看護師は10人に1人置かなくてはいけない。保育士は3人に1人置かなくてはいけない。そうすると、それだけ人件費がかかるが、インフルエンザ等の流行性の病気が生じたときは一気に利用が増えるが、それ以外のときだけ保育士や看護師の採用人数を減らすかということ、そういうことはできない。ただ、そこにいろいろと規制があることから、実情に合わないということで、かなりモデル的な施設ですら経営ができなくなってしまったということがある。

まして、人材不足に悩んでいる地方においては、中山間地では病児・病後児保育ができないのかということにもなる。例えば幾つかの市町村がまとまったり、鳥取県でも工夫はするのだが、ただ、それが完全に3人に1人保育士を確保できるかとか、それを越えた途端にもうあの子供は断らなくてはいけないかとか、この辺はそこまで決めなくていいのではないかということである。

また、小規模多機能型居宅介護について、入所する人と通所する人それぞれに枠をつくった基準を厚労省のほうで定めている。しかし、入所者の割合と重い方が入ってこられると、その面倒見なくてはいけなくなり、通所施設としての機能を果たしにくくなる。こういうものはもっと基準を和らげて、さらには地域の人たちが互いに助け合うような形で、事実上、小規模多機能的なことをやっていくが、そこに資格がどうだとか、こういう施設がなくてはいけないなどとやっているよりも、みんなで助け合ってやっていきましょうという、高齢者が高齢者を助けるようなタイプのことも推奨されてもいいはずだが、これが全てががんじがらめに制度が固まっていて自由にできない。結局工夫の余地がないため、こうした介護とか子育てが政策的にも進化しにくいということである。

当省、従うべき基準という一つの領域をつくることを許容したが、例えば介護や子育てでは、原則、地域に委ねるべきである。私は首長としてはっきり申し上げるが、有権者に対して責任を持っているので、命に関わるようなことは決してやらない。任せてもらえれば、任せもらった範囲内で上手にやっていくということは考えるわけである。まずはそこに信頼を置いた上で、それでも最低限のことであれば、従うべき基準として省令に書くのではなくて、法律で堂々と書けばいいのではないか。そういうことで、やはり立法という在り方にも踏み込んでいく必要があるという議論が全国知事会の中で

も出るようになってきた。ぜひそういう意味で、重点的な分野、思い切って考えていただければありがたいかと思う。

また、こうしたテーマ設定等でも住民や地域の状況を配慮してもらいたいというのが2番目である。

加えて、補助金関係とかデジタル化関係、これも単なる手続論にとどまらないように、中身に入っていき、そうした今後の展開をぜひお願いをしたい。

地方分権改革に向けた新たな手法ということである。先ほど少し説明があったが、重点分野を示して包括的にという趣旨だと思うが、我々の有識者会議のほうでイニシアチブを取ってこの領域はまとめて、この関連の事業もこんながあるなど、こんな補助金もあるなどということをしりまめながら踏み込んでいって、包括的に変えていく手法があり得ないだろうかというのが1つ目の丸である。

また、2つ目の丸は、税財政制度等、やはり分権と切っても切れないことについても何らかの形で議論を継続、展開していただきたい。あとは、先ほど申した従うべき基準のこと。また、国・地方の意見調整の場。今も国・地方協議ができましたし、これはここ10年で進化した部分だとは思うが、私は副大臣レベル、政務官レベルでもいいと思うが、首長なども入れた協議の場をもっとつくったらどうかと思う。

実は今、地域医療では地方病院をどうするかという議論があるが、やはり国・地方間で協議をすることで議論が適正化されていくということがある。私も議論に参加しているが、やはり政府側でも地域の実情に対する理解も深めていただくことで大分方向性も変わってきていると思う。現実可能な社会保障改革をやろうということはみんな一致できるので、あとは手法の問題だと思う。国と地方では見ている視点が違ったり、背負っているものもそれぞれ違いはあるわけだが、私は目指すべきベクトルは国家の発展であり、地域における住民の福祉であり、そこに変わりはないので、そうした意見調整の場をつくるべきではないかと思う。特に立法前調整について、法案をつくる前の調整がもっとなされるではないかという議論が、今、全国知事会の中でも強まっている。

最後に、例えば関西広域連合のようなところをテーマに取って、「地方分権改革特区」ということを包括的に考えてはどうか。一国二制度的なことを、最近は大火になっているが、もう一度掘り起こしてみたらどうか。

ぜひ、それぞれの創意工夫でやっていけることはあると思うし、そういうところで地方が変わるなどということはあると思う。従来の固定観念を破ってお互いに地方同士が協力をする、そういう中で国家像が変わってくる、こういうことを目指してもいいのではないかなと考えている。

方向性としては大方、前に動かしていただいたことということで御評価申し上げたいと思うが、ぜひこうした現状を踏まえた進め方をお願い申し上げる。

(坂口議員) いろいろ事情が県以上にある町村の立場として一言お願い申し上げます。

町村は、全国926団体があるが、国・地方の在り方、国民・住民一人一人がそれぞれ役割を持ち、活躍できる社会でなくてはならないと考えており、東京一極集中の是正と地域の多様性を生かした分散型国土の形成が必須の取組であることを全国町村会として機会のあるごとに申し上げているところである。

私たち町村の姿も、全国のそれぞれの地域の置かれた状況は多様である。私の町（那賀町）も平成17年3月に5か町村が合併をし、695平方キロという広大な面積で、95%が森林である。そういった広い面積で、職員が300人程度おり、5か町村それぞれに本庁と分庁、支所を残している。これは、福祉や教育環境といった面も含めて防災・減災対策、災害の対応という面からも、全ての旧町村に拠点を残すことで行政運営を行っているところである。

一方で、ほかの小規模自治体も、そういう中で少子高齢化、人口減少の中で多くの課題を抱え、それを克服していくために地域の個性や特色を十分生かしながら、住民一人一人が顔が見えるまちづくりに全力で取り組んでいる。我々首長も、それぞれ住民の方々とともに真剣に取り組んでいるということは御理解を願いたい。

そうした中で、昨今の法令により、市町村の行動や取組について、規定をされ、また、現場の情報収集のための出先機関的な役割を期待されるような傾向も強まってきていることを感じてならない。

国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、新たな計画の策定や専任職員を、窓口の設置等、地方公共団体ごとの行政需要の優先度や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、全国一律に義務付けようとするようになってきているように感じている。努力義務であっても、その進捗状況について、取組を行わざるを得ないような方向に誘導するというのも、事実上の義務となっている場合も見られる。

さらに、調査・照会業務について、国等からの公式なものはもちろん、電話やメールなどによる非公式なものまで含めて非常に増大しているのではないかと感じている。

職員数が限られている状況においては、現場や住民に日々向き合っている本来業務に支障を来すことも多くなっており、こうしたことを踏まえて、まずは国において実態を把握された上で、その見直しに向けて積極的な対応をぜひお願いしたい。このことは、既に地方六団体としても意見を申し上げているところであり、町村のみならず、全地方公共団体としての願いであることも併せて申し上げる。

また、今後重要な観点となり得るものとして、5つの視点に掲げられており、いずれも重要なテーマであることは理解をしているが、その上で、今後の取組に当たっては2つのことを申し上げる。一つは、全国的に「多様な市町村」があるということ。そして、山間、離島、条件不利地域で頑張っている小規模な町村もたくさんあるということも御理解いただきたい。地域の現場目線と国からの中央目線では全く違った見方や捉え方になり得るということである。

当然、我々は住民に身近な現場目線を重視するわけだが、例えばデジタル・ガバメン

トにおける「住民サービス」や「行政サービス」ひとくくりに言っても、実は町村外の外部居住者や民間事業者が広く含まれることが多々あるし、とりわけ小規模町村内の住民には必要性が薄いものもあり、全国展開の名の下に一律に推進する場合は、本来、誰が費用負担をするかも含めて極めて大きな課題が残されている。中央でなされている議論を、全国津々浦々の小規模町村まで一律に適用することが、果たして分権推進の方向性と合致したものなのか、これは別の観点ではないだろうか、そういった慎重な議論も必要でないかと思う。

また、「ネットワーク化」や「ストック等の適正化」については、一步間違えれば中心部に権限、財源が集中し、周辺部の町村が衰退する懸念がある。「新技術への対応」や「標準化」については、小規模町村にあってはほとんど需要がないものもあったり、システム整備を行うことが費用対効果の面で果たして本当に必要かどうかということ。さらに小規模町村にとっては、手作業での事務改善や、普及型の情報処理機器あるいはモバイル端末等を活用して十分に対応ができるのではないかという御意見も非常に多いということも御理解いただければと思う。

最後に、子育て支援においても、山間部の子供や保育園と都市部では、いろいろな課題が少子高齢化の影響によって出てきている。そのことも十分御理解いただきたいということをお願いしたい。

(三木議員) まず、安倍首相をはじめ、各政府の首脳、また国家公務員の方に現地へ来ていただき御礼申し上げます。そして、政府一体となってプッシュ型支援をやっていたことは感謝申し上げます。

もう一つ、知事会との協力の関係で、県と市町村が一体となって長野県と市町村へ支援していただいた。特に災害関係の罹災証明の処理を非常に迅速にやっていただいた。

もう一つ、福井県の知事から教えていただいたのだが、災害のごみの処理についてしっかりやったほうがいいということをお聞きし、災害ごみについては最善を尽くし、非常にスムーズに終わった。そういう面では、政府が一体となってプッシュ型支援だとか様々な形、また、知事会との連携は災害のときに大切だなと。

もう一つは、大きな災害が日本国内に起こっているので、制度が確実によくなっていると思った。特に国交省と農林水産省の関係ではきめ細かな対応をしていただいた。

広域のネットワークということが、これからの地方分権にとっても非常に重要ではないかなということを感じている。

資料5について申し上げます私としましては、非常によくまとまっており、具体的、詳細ですので、これはまた帰って様々な形で生かしてまいりたい。

まず、1ページだが、私は地方分権はそもそもどういう立場でやるべきかというのを考えており、一番大きな目的は行政サービスだと思っている。そしてもう一つは、自治体職員の意識改革ではないかなと思っている。何かあると県、国に聞きますということ

で、自分たち自身で判断することができなくなっている職員もいるので、こういう形で職員自身が提案をするということが、職員の意識改革につながると思っている。

今日改めて教えていただいたのは、住民の目線で地方分権をやっていくことが非常に大切ではないかなと思った。確かに住民から様々な要望が出るが、それを市の段階だけでなく県や国の段階に上げていくこと自体も非常に重要な地方分権ではないかと思う。

それから、平井議員が言われたように、国の皆さんにもう少し基礎自治体を信用していただきたい。ほとんどの市長は責任を持ってやっている。住民の目線は非常に厳しくなっているし、我々自身が情報公開をしっかりすれば、住民の皆さんが市長をチェックしてくれるので、私どもは情報公開をして、住民目線の中で地方分権をもっと進めていただきたい。繰り返しになるが、基礎自治体の長を信じていただきたい。親が子供を信じるように、基礎自治体を信じていただくことが大事だと思う。

もう一つは、国、それから、基礎自治体の働き方改革につながると思っている。権限移譲することによって働き方改革につながる例を申し上げますと、県職員時代に、若手の優秀な職員がある省庁に研修で行ったが、仕事ぶりを聞くと、県から出てきた書類で、施設を建設する建設費を一々チェックしていると言う。私はそういうチェックは事後チェックをして、もし間違ったことをしていればそこでそれなりの対応をするというようなことをしない限りは、仕事自体が国も減っていかないと思う。

先ほどの災害対応などのものとかこういう規制とは分けて、本当に命とか財産に関わるものについては規制をやっていただいても結構だと思うが、それ以外のものについてはもう少し大所高所から見ていただいたほうが、全体にとってのプラスになるのではないかなと思った。

そういう面で、資料5の1ページ目、地方の自主性・自立性というのは、これは職員の自立性・自主性、住民の自立性・自主性と読み替えるとすごく大切なことだと思った。

それから3ページ、放課後児童クラブの職員配置と資格に関して、要件を緩和していただいたことが非常にありがたく思っている。

11ページ、提案の傾向の人材不足の医療・福祉分野というところが、これからの課題だと思う。

もう一つ、広域連合について申し上げる。長野市の隣に須坂市があり、そこに規模の非常に大きな大型商業施設を建設する予定である。普通だと、長野市は須坂市にできることについて反対をするが、加藤広域連合長が言っているのは、長野市に住んでいる住民にとってもプラスになることであつたら、隣の須坂市にできてもいいではないかと。要するに、長野広域としてプラスになるような施設かどうかが大変であるということをおっしゃっている。もう一つは、そこに施設ができることによって就職の人口が増えるので、そういう人口が増えること自体が須坂市だけでなく長野広域、そしてもっと大きく言えば北信15市町村にとってプラスになるということである。常に言っているのは、長野市は9市町村の兄貴だから、兄貴分が少々自分のところで不利になっても、9市町

村が全体としてプラスになればいいという広域連合長としての考え方を持っている。

私は市町村というのは縦割りで、自分の市だけ、自分の町だけがいいという形ではなく、これからはお互いに連携してやっていくことがすごく大事だと思うので、ぜひ一度の参考資料として長野広域連合の加藤市長のお話を聞いていただければ大変ありがたいと思う。

ストックについては、今ある施設をもっともっと将来どう使っていくか、例えば小学校だとか、そういうものがこれからなくなった場合に、福祉施設だとか、保育園だとか、そういうものを柔軟に考えていくことが大事だと思うし、小学校を建設する際に、将来少子化があるとすれば、保育園で使うとか、福祉施設で使うというようなことまでも国の補助金の中で認めてもらえれば大変ありがたいと思う。

緊急防災事業債は来年度でなくなる予定だが、これについては、本当にこの災害のときであるので、緊急防災についてはぜひ期間の延長を、大塚副大臣をはじめ関係の皆さんにお願いしたい。

(高橋部会長) 非常に貴重な方針を示していただき御礼申し上げます。

住民自治のお話、住民を巻き込んだというお話も重要だと思います。住民団体が見えるということも重要なことと思う。つまり、自治体が責任を持って、地域に責任を持って提案をするのですが、その背景にある連携している住民団体が見えるということも重要だと思うので、提案を受けるときに、これはどこの住民団体と連携した提案であるみたいなことが見えるような形で提案を受けられることができるということになると、住民団体としても積極的なインセンティブが出てくると思う。また、自治体の職員も住民団体に働きかけをしやすいと思うので、提案募集を受けるときに、なるべくそういう形で見える化できるよう、今後、その方向で考えていただけるとありがたいかと思う。

(後藤議員) 資料5、大変上手に取りまとめでいただき御礼申し上げます。

神野座長が再出発ということを強調されていた。まさにその再出発のための起点になるものだと理解しているが、ぜひロードマップを、時間軸をこれに入れて議論していくことができるといいなと思う。

それから、平井議員に御用意いただいたメモの最後のところに書かれている手挙げ方式をどうするかということが、もう一つ議論の必要があるのではないかと。最後に「重点的に募集するテーマを設定する」ということで資料5はくくられているが、こうしたところに手挙げ方式というものを当てはめていくことも一つあるのではないかと思った。

それから、ネットワークというキーワード、これは非常に今後重要になってくると思う。行政間だけではなくて行政と民間という話でもあるが、そうしたときに住民自治が重要なテーマになってくる。住民自治といっても、非常に地域社会が衰退、脆弱してい

る状況において、何に頼るかということがすごく重要になってくる。そういう意味では、例えば「地縁社会」ではなくて志の縁と書くような「志縁社会」のボランティアのようなものも、重要な住民自治の担い手に位置づけることが必要だと思う。

資料5の中で、地方議会というものが記されているが、例えばイギリスやオーストラリアのカウンシルというのは、非常に住民と一緒にいゆるまちづくりのようなことをやっていく、あるいは例えばマッチングファンドのお金をどの住民組織につけるかということも全部カウンシルが仕切っている。ぜひ地方議会をうまく活性化させることで、この住民自治の問題を解いていくことができるといいと思う。

(小早川議員) 資料5の御説明を伺って、私も大変よくまとまったものだと思う。感想としては、よくまとまっているのですが、やや無難な感じはあるなという気もしましたが、この文書については全く異議はありません。

ただ、今までも住民自治についての御発言が多いですが、私も、感想として、地方分権改革をたとえて言うと、人の住む家を住みやすくするのにいろいろなレベルがある。今までやってきたのは、地ならしをするとか、インフラの整備をするとか、とにかくそこに家を建てやすいようにしようということ、それがまず一つです。その次は、どんな家を建てるかというのがあって、それから、その先に、家の中も住む人が住みやすいような家にする。そういうレベルがあると思う。今までの分権改革で、そういう手順で来て、この提案募集方式でもって、やっと、住む人の住みやすさ、行政のシステムの形を住民にとって本当に具合のいいようにするということまで話が進んできたのかなと感じた。今までの分権改革を基盤にしてここまで来たのだなと思っている。

他面で、実は家自体の建て方も、まだ、住む人の願い、思いに必ずしも応えていないのではないかと。さらにはその前のいろいろ基盤的な条件、OSの部分だって本当はまだまだなのではないか。言うまでもなく、それは税財政の話が一番大きいと思うのだが。そういうように元に戻ってまだまだやるべきことがあるのではないかと、中長期的に分権改革の今後を見通していく中で常に意識していくべきではないかと思う。

今後の方向性として今日お示しいただいた中にもいろいろ手がかりはあるわけで、計画の事実上の義務付け、調査・照会などが多過ぎるのではないかと、そうである。政策や制度を誰が決めるかという、システム全体の中での重心が、やや上のほうに偏っているのではないかと。上のほうでいろいろ情報が要るのだということも言うてくるのだと思うが、本当にそうなのか、そのシステムの重心そのものをもう少し下へ移そうというのが分権改革なのではないか。今後作業を進めていくうちにその辺のことが見えてくるのではないかと。その辺りをうまくすくい取り、方向性を見定めていく手がかりにしていけるのではないかと。ほかにもそういうことはあると思うが、今後そのようにしてさらに前進させていただきたい。

(市川議員) まず、事務局をはじめ、各自治体からの出向職員の方も含めて、本当に努力されていることに感謝申し上げる。

各議員の御発言のとおり、地方をどのようにサポートしていくのがこの議論の非常に重要な点だと思う。

そういう意味で、13ページ以降にこれまでの議論を踏まえた今後の方向性について非常に良くまとめていただいて、敬意を表すると同時に、全くこのとおりだなと感じている。

特にその中で、13ページで2点の重要課題を指摘されている。例えば行政サービスの提供の柔軟化と職員の方の一層の業務の効率化という点については共通点もあるのだが、各自治体の職員の方の業務の実態はどうなっているのかというのが、我々としてもまだ見えてこないところがややあると思う。国あるいは県の事務方からのいろいろな要望に応じるために相当の時間を使っていて、実態として住民に向いている時間が少ないというお話もあった。本当のところはどうなのかというのは正直ちょっと分からないので、ここは何かそういうものをしっかりつかむ必要があるのではないかということが一つ。

自治体の業務改革を進めていく上でのデジタル化を整えるための手間が結構大変であることを考えると、職員の少ない自治体にとっては相当の負担だというイメージもあると思う。国として、あるいは都道府県として、そういう職員の少ない、あるいは住民の少ない自治体に対してのデジタル化をどのようにサポートしながら進めていくかを議論する必要があるかなと思う。

もう一つ、議論の根底にあるのは、ナショナルミニマムというものをどう捉えるかということと、リージョナルなレスポンスビリティとをどのようにこれからすり合わせていくのかということであり、これが大切だと思う。御指摘にもあったとおり、国と地域とのコミュニケーションの中で、リージョナルでやるべきことは何か、また、ナショナルミニマムとして確実に担保すべきところをどうするかということの議論が必要かと思う。

個別の枠組みの話は、これからも大枠とともに話されていくと思うのだが、事務局の方は相当いろいろな苦勞をされて情報もお持ちなので、事務局の方から何か提案みたいなものがないのかなと思う。何かそこから我々が見えていないようなところで見えてきているものがあれば、そういう意見もお聞きしたい。

住民との一体化について、これは私も非常に重要であると考えている。先ほどのリージョナルなレスポンスビリティというものには、住民による自己責任というものが多々関係してくると思う。だから、自分たちの生活を自分たちの責任においてどこまでやるかということ、その地域に応じて議論をする必要があると思う。これは分権改革とは直接は繋がらないが、子供たちも含めて住民の意識、それから、教育も含めたこれまでの我々のものの考え方をこれからしっかり見直して議論し、あるいは教育の場で生

かしていかないと、本来の住民自治が進まないのではないかと感じている。職員の方の責任と住民の方の責任、あるいは本当に御苦労されている市長さんの責任といったものが一緒のベクトルに向かうようなものがあって本当の地方自治、分権が促進されるのではないかと考える。

(勢一議員) 今後の方向性の案について、かなり詳細かつ丁寧におまとめいただき御礼申し上げます。

内容については、私も全く異存はない。むしろ改めて確認をして、まだまだやらなければならないことがたくさんあるのだということを、認識を新たにしたいところである。

大きくは2つで、一つは先ほど小早川議員からも御指摘があったが、今回の方向性を踏まえてどうやって進めていくかというときに、前提となる考え方を踏まえた上で積極的な議論も重要になってくるのではないかなと感じた。

法令で決まった計画の策定の段階でいろいろな工夫をするということについては、これまでの提案募集のような枠組みで制度を変えようというのは可能であったらと思う。実際に、今回も16ページのところでその例を紹介いただいているけれども、例えば、1つの自治体が策定する1つの計画で、法令上複数の計画を兼ねるというような形で、策定手続の効率化と、より包括的な自治運営が実現できると。こういう考え方、1つの計画を多機能的に使うとか、広域連携の発想で複数の自治体が連携をして共同で計画をつくるというようなことはこれから必要になってくると思う。

併せて、そのような新しい仕組みを動かしていくためには、法律の制定であるとか改正の段階で、そのような考え方をしっかり入れた上で制度をつくっていただく。それを反映させるために、個別法へのアクセスを何らかの形で立法前の段階でできるような仕組みは考えることができないかなどは、問題意識を私自身も思っているところである。

2点目は、19ページの新技術への対応というところ。ここにあるように、技術進展に追いついていない制度的制約の解消が課題となる。提案募集検討専門部会において、まさにそういう御提案をたくさん拝見して、本当に大事なものだと思っている。他方で、これはどこに正解があるのか。恐らく新しい技術をどうやって使っていけばいいかというのは、国レベルでも十分にまだ知見がないところになる。そうすると、地方自治体の現場でいろいろな発見をしていきながら、それを踏まえた対策について提案を含めてフィードバックしていくという形で制度自体を発展させていく、国と地方が共同で発展させていくやり方が非常に重要になってくる、そういう局面が増えてくるのではないかと考えている。その点でも、そうした知見を単に分権の改革でとどめるのではなくて、立法段階へのフィードバックというような仕組みを考えていくのも大事であろうと思った。

(大橋構成員) 私が提案を受けていて感じている限界は2つあり、一つは市町村・都道府県と国がやり取りしているような形ばかりが見えてしまって、住民が表に出てきていないという点です。先ほど高橋部会長がおっしゃったような形で、提案のところに住民の顔が見えるような形でもっと運用していくことが大切だと思う。

あと一つは、個別のピンポイントの提案にはお答えして、効率はかなりよく、実績を上げてきたけれども、そういうものが集積しているというところで終わっている点です。それが制度改善にどうつながるかということが課題です。私どもが提案を受けていると、繰り返し提案が出てくるころの背景には仕組みに問題があったり、そのころの行政スタイルとか国・地方関係が何かおかしいというのが後ろにあって、提案が繰り返し出されてきているのだと思う。

そうすると、提案のあり方や受け方も個別のピンポイントの提案から少し広がりのある提案を受けて、閣議決定で提案をもう少し含みのある形で返してもらうことが課題となります。それから、重点課題については、こちらから見ていて、ここは問題があるだろうというところについては、課題を公募のような形で出して提案してもらう機会があってもいいと思う。何回も提案が出てきて相当問題があるところは深掘りする意味で、例えば、平井議員からもお話がありました従うべき基準については、福祉分野ということに限定して、そこを徹底的に提案してもらうことが必要です。先ほど後藤議員からロードマップというお話があったが、個別提案に対する回答以外に、こちらの委員会から、もうこれだけ同様の提案が繰り返し出ているので、少しこのころの仕組みを何かお考えになったらどうですかというようなことを次のステップで、閣議決定でも何でもいいのですけれども、府省に投げかけるような形でのやり取りが必要になってくる。つまり、制度改善に向けた提案、点から線につながるような展開がこれから必要になると思う。

提案制度についての捉え方だが、一般の人が聞くとAとBという2つの政策があって、国はA、地方はBを主張していて、どちらを選びますかという、何か選択の問題のように捉えられがちです。しかし、実際は今の国の制度だと給付提供が実現できないことが前提です。こうした中で、地方公共団体はこういう形でやらせてくださいという提案なので、給付提供についてゼロか自主的なプラスアルファかという選択で提案は出てきている。こうした状況からすると、国のほうの答え方としては、ほかにこの補助の仕組みがありますというだけでは返事としては不十分で、この提案団体が確実に利用できる仕組みがこれですということまで示していただけないと回答にならないと思う。提案も給付サービスの持続可能性というか、行政サービスの提供が厳しい状況が背景にあっての提案なので、そういう状況にあった回答になっているかを気にしながらやっていくことが必要だと思う。

(伊藤構成員) 今後の方向性についておまとめいただき御礼申し上げます。その内容につ

いては、私も特に異論はない。

16ページ、先ほど来議論になっている、新たな計画策定の義務付けとそれをチェックする仕組みを導入する、活用するということところだが、ここはぜひきちんと機能するような形で仕組みをつくっていく必要があるのではないかと思う。ここがきちんとしていれば、ある程度その提案というの、支障事例というのも少なくなるとは想定されるので、ぜひきちんとやっていただきたい。

ただ、提案を受けていて若干懸念しているのは、最近、計画策定を義務付ける場合に、議員立法で行うケースもある。これについて、各府省の立場からするとやや人ごと感があり、その部分もきちんと対応するという方向が必要なのではないかと思っている。

(磯部構成員) 大橋構成員のおっしゃったように、毎年夏にいろいろヒアリングしていたときに、本当に個々のケースに対応はしていくのだけれども、同じような話が、何で一挙解決、もっと制度を深掘りしていかないのかという感覚も、本当に私もそう思っている。この制度を実りある実効的なものにしていくためにも、より一層の努力としていただきたい。と国の省庁のほうには感じるところである。

特に、こういう提案がありました、どうでしょう、そんなニーズがあるとは思いませんけれどもちょっと調査しますみたいなことで、時間がかかるケースが少なくない。でも、提案があるということはニーズがあるということなわけで、その背景に何の問題があるのかを、もっと積極的に調べる姿勢が求められるのではないか。

(神野座長) 御意見を伺った私の認識では、ほぼ事務局から提案していただいた案については、今後進めていく方向性として共有していただいたと、そう大きな差異はないと認識させていただいた。

当面、この文言修正あるいは強弱のつけ方等々は、今日、委員の皆様方からいただいた御意見を念頭に置きながら修正を加えさせていただく。これは私の責任においてやらせていただくということで一任をさせていただいて、ちょっとキックオフに入りたいと思うのですが、それでよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただく。

4 次に、「令和2年の提案募集方式の実施について」、菅原内閣府地方分権改革推進室次長から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(菅原次長) 資料6は、令和2年の提案募集における対応について記載したものである。

例年どおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を募集するとともに、類似する制度改正等を一括して検討するため、新たに重点的に募集するテーマを設定したい。令和2年の具体的なテーマとしては、全国知事会、全国市長会、全国町村会とも相談し、地方公共団体に対し補助金の要綱等により過度な事務負担となる事務手続の簡素化・円滑化などを図る「補助金関係」と、地方公共団体のデジタル化の推進を妨げる国の制度を見直す「デジタル化関係」としたい。また、先ほど高橋部会長、大橋構成員から話があった住民からの提案については、しっかり提案書に明記するよう周知したい。

資料7は、令和2年の提案募集のスケジュールであり、基本的に昨年と同様と考えている。

参考資料2は、提案募集のさらなる裾野拡大に向けた地方支援の実施状況についてまとめたものである。

(勢一議員) 案については、賛同する。

2ページ、提案の熟度向上のための取組の部分。私も住民からの要望や意見に基づいているというところが、現場ニーズの説得力なので、非常に重要だと考えている。それをしっかり引き出すためには、職員の皆さんにしっかり提案募集の仕組みを理解していただいて、住民と向き合っていただくことが大事だと思う。

参考資料2を拝見したところ、地方公共団体職員における提案募集方式の認知度が25%という数字が出ている。こういう状態のままだと、なかなか住民の声を引き出しにくいというところがあるので、「引き続き研修・説明会等で促す」というくだりのところを、ぜひ次年度も、大変だと思いますけれども御尽力をお願いしたい。

(坂口議員) 重点募集テーマとして、補助金関係及びデジタル関係、これらについては地方にとって重要な課題でもある。そういったテーマ設定の状況により必要なものもあると考えるのが、幅広い提案の妨げにならないように、十分御配慮、留意をお願い申し上げます。

(宮地次長) テーマ設定については、従前どおりの各分野にわたる個々の提案も募集するというのもしっかりと行った上で、並行して、今年については分野横断的な2つのテーマを重点募集テーマとして設定させていただくということである。従来どおりの個々の提案について決して妨げるものではなく、その点は明日以降、しっかりと周知を図っていききたい。

また、先ほど来、平井議員をはじめ、従うべき基準等の取組につきまして御意見をいただいた。これらについては早急にまた次年度を見据えて、個別の行政分野、重点的に掘り下げていくべきものなどについて、地方三団体をはじめとして関係の皆様方の御意見

を伺いながら、また私どもでもこれまでの取組などを整理した上で御相談させていただき、取組に向けた準備、調整をと思っているので、よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) 今年の実施につきましては、この提案どおりで御了解いただいたということにさせていただきます。

(大塚内閣府副大臣) 皆様、大変熱心な御議論をいただき御礼申し上げます。いかに分権改革のニーズが高いか、強いかということに改めて感じた。

併せて、資料5について、必要なことは網羅的に書いてあるぞという認識ながら、私なりに総括すると、生ぬるいという感触を多くの方はお持ちなのではないかなと。このペース、このめり張り感でやっていって、本当に必要なゴールに到達できるか不安だというお声だったのではないかと私なりに受け止めさせていただいた。

事務方のほうで書きぶりは、いろいろハレーションが起きては進むものも進まなくなるということにも配慮しながらトーン・アンド・マナーは書いているが、やはり今日の議論を聞いていると、外に出すものとしてはもっとはっきりやっていくことが必要なのではないかということも感じた。

個別の提案を受け付けていく提案募集方式も、これも各地方自治体で意識を持っていただくとか、いろいろな面もあるし、To the pointでニーズを吸収することができるわけであるので、これはこれでしっかり進めていきたいと思うが、背景に何があるのかを突き詰めて考えないと、現象として出てきている一つ一つを潰していくだけでは、恐らく国と地方の関係という全体のシステムの問題は解決できないなと思ったところである。

従うべき基準、参酌基準という話でいくと、私は原則、参酌基準化なのだろうと思う。参酌基準でなく従うべき基準を定めなければならないときには、なぜ定めなければならないかを定める側がしっかりと合理的に説明できるのかを問うというぐらいでなければいけないと思うし、現在既に定まっているものも、その基準で一旦全て見直しをかけることが必要なのだろうと思う。

言うまでもなく、人口動態もかなり地域ごとにまちまちになってきているし、新技術の展開などもある。そういったことにも対応していくためにも、しっかりした基準があればあるほど、世の中の変化に対応できないということになるわけである。どれぐらい力強く各省庁にしっかりと見直しを図らせることができるかどうかということも含めて、原則参酌化。本来守るべき、達成すべきゴールは何かということをはっきりさせるということとセットになると思うが、それをどう進めていくか検討していきたい。

計画についても、これは法をつくるときに、何か合理性がないと補助金を出さず説明がつかないということで、何となく計画をつくらせてしまうということもあるかと思う。調査も似たようなことがあると思うので、これもなぜ個別に必要なのか、従来ある計画

ではなぜ変えられないのか、こういったことも含めてしっかりと見直しをしていく。少しやった感じを出すというだけではなくて、しっかりと見直していくということが必要だろうと思ったところである。

住民参加のところ、地方議会の活用も非常に重要だと思っている。地方議会によって、しっかりその任に堪える議会もあれば、内輪のいろいろな勢力抗争に執心してしまうなど、任に堪えない議会もあろうかと思う。こういったところも地域地域で個別性があると思うので、それもその地域に合ったやり方ができるようにしていくべきかと思う。

それから、御提案のあった副大臣、政務官レベルとの地方との意見交換、これはしっかりできるようにしていきたい、検討させていただきたい。それから、地元選出の国会議員もおられると思いますので、ぜひそういうところにしっかりと意見を打ち込んでいただければ、各議員、しっかり政府に対して物を言うと思うので、そちらもお願いできればなど、このように思っているところである。

大変多くのすばらしい御指摘をいただいたので、全力でできるだけこなし採用していきたいと思うので、今後ともどうぞ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)